第２　本件処分請求に係る意見聴取の通知等について

１　被請求団体の代表者について

被請求団体の「運営規則」では、被請求団体の運営機関は合同会議であり、同会議は合議によって団体運営上の諸問題を取り扱うこととされ、同会議における互選により選出された運営委員により構成される運営委員会の共同幹事は対外的に被請求団体を代表するとされている。また、運営委員会の「副幹事は、共同幹事が欠けたとき、その職務を代行する」とされている。

被請求団体は、公安調査庁長官に対し、令和８年２月15日付け第105回「報告書」（法第５条第５項において準用する同条第３項に規定された報告の書面。なお、同「報告書」について、被請求団体は「第20回報告書」と表記）を「人格のない社団Aleph　運営委員会副幹事　高橋利通」名義で提出した後、同年４月５日、合同会議において、共同幹事として田中和利を選出し、その後、公安調査庁長官に対し、同年５月14日付け第106回「報告書」（被請求団体は「第21回報告書」と表記）を「人格のない社団Aleph　運営委員会共同幹事　田中和利」名義で提出しており（以下、これらの「報告書」を順次、「２月報告書」、「５月報告書」といい、これらを総称して「本件各報告書」という。）、本件処分請求の直近には、被請求団体の代表者として、後記①の者を記載していた。

これを受け、公安調査庁長官は、当委員会に対し、被請求団体の代表者を後記①の者とし、本件処分請求書を提出した。

その後、被請求団体は、公安調査庁長官に対し、令和８年８月16日付け第107回「報告書」（以下「８月報告書」という。なお、被請求団体は「第22回報告書」と表記）を「人格のない社団Aleph　運営委員会副幹事　高橋利通」名義で提出したため、公安調査庁長官は、同月17日、当委員会に対し、同「報告書」により被請求団体の代表者の変更が確認され、後記②の者が代表者である旨の「通知書」及び根拠資料を提出した。それによれば、同月16日時点で、運営委員会共同幹事が欠けていること及び後記②の者のみが「運営委員会副幹事」とされていることが認められる。これを受けて、当委員会としても、現在の被請求団体の代表者は後記②の者であると認めた。

記

①　氏　名　田中和利
　　昭和26年12月25日生（当74年）
　職　業　団体役員
　住　所　京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町507番地
②　氏　名　高橋利通
　　昭和33年７月23日生（当68年）
　職　業　団体役員
　住　所　大阪府大阪市生野区新今里三丁目10番13号

２　意見聴取の通知について

当委員会は、本件処分請求を受けて、法第16条の意見聴取を令和８年８月20日に行うこととし、その意見聴取に係る法第17条第１項の通知につき、同条第２項の規定に基づき同月４日付けの官報で公示する方法で行うとともに、同条第３項の規定に基づく通知書の送付として、同年７月27日、本件処分請求書に代表者として記載されていた前記１①の者に対して、「意見聴取期日等通知書」及び「陳述書及び質問書提出告知書」を送付した。これらは、いずれも、同月28日に配達された。

なお、当委員会は、公安調査庁長官から前記１記載の「通知書」が提出された後、念のため、前記１②の者に対し、同年８月18日付けで前記「意見聴取期日等通知書」と同じ内容の書面を送付し、同書面は、同月19日に配達された。

第３　当委員会における審査の概要

１　当委員会が行った措置

当委員会は、被請求団体に十分な防御の機会を与えるため、法の予定するところではないものの、当委員会の裁量により、公安調査庁長官提出に係る①本件処分請求書、②本件通知回答、③証拠書類等の目録、④証拠書類等と証明すべき事実との関係を明らかにした書面（証拠説明書）及び⑤証拠（別添３記載の証拠書類等（同記載の番号545及び546を除く。））を被請求団体に開示することとし、これら全てについて、被請求団体に閲覧の機会を付与するとともに、被請求団体の代理人たる弁護士（以下「代理人弁護士」という。）から求めがあれば、前記①から④まで並びに⑤のうち別添３記載の番号１、９、31、64、116、150、224、245、345、462、501及び527（「総括調査書」及び「証１」から「証11」まで）の各証拠書類等の各写しを貸与することとして、その旨及びその証拠書類等の閲覧日（令和８年８月６日及び同月７日）等を被請求団体に連絡した。

また、当委員会は、被請求団体に対し、前記第２の２記載のとおり送付した「陳述書及び質問書提出告知書」において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則（平成11年公安審査委員会規則第１号）第７条に定める書面（意見を陳述した書面及び公安調査庁の職員に対し質問しようとする事項を記載した書面）を令和８年８月12日までに提出するよう求めた。

２　被請求団体の対応

これに対し、被請求団体は、前記１の①から⑤までの閲覧をせず、代理人弁護士も選任しなかったし、前記１の意見を陳述した書面及び公安調査庁の職員に対し質問しようとする事項を記載した書面の提出もしなかった。

そして、被請求団体は、その役職員等が正当な理由なく前記意見聴取期日に出頭せず、かつ、法第20条第３項に規定する陳述書及び証拠書類等を提出しなかった。

３　そこで、当委員会は、法第21条第１項の規定に基づいて意見聴取を終結した上、公安調査庁長官が提出した本件処分請求書及び本件通知回答並びに証拠書類等につき審査を遂げて、本決定に至ったものである。

第４　当委員会の認定

１　被請求団体が法第５条第４項の処分を受けている団体であること

⑴　当委員会は、平成12年１月28日、法第５条第１項の規定に基づき、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対し、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定をした（以下、この決定を「本件観察処分決定」といい、同団体を「本件観察処分対象団体」という。また、上記の麻原彰晃こと松本智津夫を「松本」という。）。本件観察処分決定は、同年２月１日に官報で公示され、その効力を生じた。

そして、当委員会は、本件観察処分対象団体について、いずれも法第５条第４項の規定に基づき、平成15年１月23日、平成18年１月23日、平成21年１月23日、平成24年１月23日、平成27年１月23日、平成30年１月22日、令和３年１月６日及び令和６年１月12日に、順次、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する旨を決定した（以下、令和６年１月12日の決定を「第８回期間更新決定」という。）。第８回期間更新決定は、同月29日に官報で公示され、その効力を生じた。